

青少年健全育成講演会の開催

- 日時 1月24日(土)10:30~12:00(受付10:00~)
- 場所 げんきの杜 研修室
- 講師 福岡県豊前警察署 生活安全課長 末松 正男 氏
NTTDコモ九州支社
スマホ・ケータイ教室インストラクター
- 演題 「インターネット等による犯罪と防犯対策」
- 定員 40名程度
- その他 どなたでもお気軽にお越しください。(参加費無料)
- 問い合わせ先
上毛町青少年健全育成町民会議事務局
(上毛町教育委員会内) TEL 72-3111(内線174)

福岡県生活困窮者自立促進支援モデル事業 京都・築上自立相談支援事務所のご案内

福岡県は、生活に困っている人の自立を支援する相談窓口「京都・築上自立相談支援事務所」を平成26年6月から開設しています。

ここでは、生活に困っている人が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談支援員が本人の状態に応じて課題を整理し、必要な支援・手続きにつなぐなどの相談支援を実施しています。生活全般でさまざまな困りごとがある方は、お気軽にご相談ください。まずは、お電話をお願いします。

- 対象者 京都郡・築上郡にお住まいの方で、生活に困窮している人
- 場所 行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1階
- 相談受付時間 9:30~17:30(月~土曜) 祝日も開いています
- 問い合わせ先
京都・築上自立相談支援事務所
くらしの困りごと相談室 TEL 0930-26-7705

税務署からのお知らせ

◎復興特別所得税の記載もれにご注意を
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則としてその年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成する際は、「復興特別所得税」の記載もれのないようご注意ください。

消費税課税事業者のみなさまへ ◎平成26年分消費税及び地方消費税の確定申告の際にはご注意ください

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。この引き上げに伴い、消費税の確定申告書を作成する際は、課税売上げや課税仕入れなどについて、適用税率ごとに区分して計算する必要があります。

なお、平成26年4月以降に行われる取引の場合でも、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

- 問い合わせ先
行橋税務署 TEL 0930-23-0580
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

平成26年度 豊前市外二町清掃施設組合 リサイクル講座受講生募集

- 講座名 布ぞうり作り
- 講座開催日 2月13日(金)・20日(金) 2回コース 10:00~12:00
- 開催場所 豊前市外二町清掃センター (豊前市大字八屋322-45)
- 募集人数 20名
- 申込期間 1月9日(金)~30日(金) 8:30~16:30
- 申し込み・問い合わせ先
豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

消費生活研修会開催のお知らせ

一人暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売などがあとを絶ちません。また、若年層ではクレジットのトラブルを抱えたり、悪質商法だと気付かないまま、友人・先輩関係を利用したマルチ商法や、携帯電話やインターネットを通じた消費者被害に遭うケースもあります。

こうしたトラブルを未然に防ぎ安心して暮らせるまちづくりを目的として、町民を対象とした研修会を企画しました。お気軽にご参加ください。

参加を希望される場合は、1月14日(水)までに企画情報課までご連絡をお願いします。

なお、定員が70名となっていますので、お早めに申し込みをお願いします。

第1回 「高齢者をめぐる消費者トラブル」について

- 日時 平成27年1月16日(金) 14:00~16:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 佐藤 梓 氏
- 場所 上毛町役場 大会議室
- 定員 70名
- 内容 在宅時間が長い高齢者は、自宅に居ながらにして被害に遭ってしまいます。最近の訪問販売や電話勧誘販売によるトラブル事例を解説し、悪質かつ巧妙化する手口にどう対応するか、また家庭や地域でどう見守り、連携するのかが考えたいと思います。

●申し込み・問い合わせ先 企画情報課 TEL 72-3111(内線124)

第2回 「消費者トラブルへの対処法」について

- 日時 平成27年1月31日(土) 10:00~12:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 山口 智子 氏
- 場所 げんきの杜 研修室
- 定員 70名
- 内容 ここ3年間で最も多い相談である携帯電話やインターネットがきっかけの消費者トラブルについて、紹介します。また、インターネット関連、通信販売、訪問販売や電話勧誘の断り方について、説明します。ご自身の財産、個人情報をどのように守るか学びます。



確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程をお知らせします

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。

※その他、詳細については2月号で掲載します。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月16日(月)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
17日(火)	東上(1区、2区)	東上(3区、4区)	
18日(水)	東下西	東下東	
19日(木)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
20日(金)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原コミュニティセンター (講堂)
23日(月)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
24日(火)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
25日(水)	下唐原東区	下唐原西1区	
26日(木)	下唐原西2区	唐原地区で申告未済の方	上毛町役場 (2階 大会議室)
27日(金)	申告書類整理のため受付できません		
3月2日(月)	矢方	緒方	
3日(火)	成恒下	成恒上	
4日(水)	安雲西	安雲東	
5日(木)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
6日(金)	大ノ瀬	ハツ並	
9日(月)	中村	吉岡	
10日(火)	松本	宇野西区	
11日(水)	宇野東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	
12日(木)	宇野垂水	垂水上区	
13日(金)	垂水中区	垂水下区	
16日(月)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線133)

住民税の税制改正のお知らせ(平成27年度から適用)

○住宅ローン控除の延長・拡充について

住宅ローン控除の対象期間を平成29年まで延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した方は、控除限度額を97,500円から136,500円に拡大しました。

居住年月日	控除限度額
平成26年1月1日~3月31日	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)
平成26年4月1日~平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)※

※平成26年4月1日以降の入居でも住宅などにかかる消費税率が5%の場合は、限度額97,500円が適用されます。

○上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率の廃止について

上場株式などの配当・譲渡所得などの軽減税率は廃止され、平成26年分以降は本則税率が適用されることになりました。

●問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3111(内線133)

対象期間	平成26年~平成49年
所得税及び復興特別所得税	15.315%
住民税	5%(町民税3%、県民税2%)
合計	20.315%

